

新旧対照表

箱根町都市公園条例の一部改正新旧対照表

新（改正後）
<p>第1条～第1条の5（略） <u>（公園施設に関する制限）</u></p> <p>第1条の6 <u>令第8条第1項の条例で定める一の公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該公園の敷地面積に対する割合は、100分の50とする。</u></p> <p>第2条～第15条（略） （権限の代行）</p> <p>第16条 <u>法第5条の11の規定により町長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、町長とみなす。</u></p> <p>（以下略）</p>

旧（改正前）

第1条～第1条の5（略）

第2条～第15条（略）

（権限の代行）

第16条 法第5条の3の規定により町長に代わってその権限を行う者は、前条の規定の適用については、町長とみなす。

（以下略）

